

第7回 電気通信事故検証会議

モニタリング制度に関する調査結果 (国内)

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年1月13日

情報通信分野におけるモニタリング制度

情報通信

項目	管理規程	業務停止等の報告	報告徴収	立入検査	命令
実施内容	<p>電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために電気通信事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し定め、届出</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 管理の方針 二 管理の体制 三 管理の方法 四 電気通信設備統括管理者の選任 	<p>電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が生じたとき速やかに総務省へ報告</p>	<p>その事業に関し報告</p>	<p>事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査</p>	<p>業務の改善命令 技術基準適合命令 管理規程の変更命令</p>
対象	<p>電気通信事業者 (電気通信回線設備を設置する事業者)</p>	<p>電気通信事業者</p>	<p>電気通信事業者</p>	<p>電気通信事業者</p>	<p>電気通信事業者</p>
実施主体	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>総務大臣</p>	<p>総務大臣</p>	<p>総務大臣</p>
実施頻度	<p>運用開始又は変更時のみ</p>	<p>不定期</p>	<p>(関係省令に基づくものを除き、) 不定期</p>	<p>不定期</p>	<p>不定期</p>
平時/有事※	<p>平時</p>	<p>有事</p>	<p>平時/有事</p>	<p>平時/有事</p>	<p>有事</p>
根拠法令等	<p>電気通信事業法 第44条</p>	<p>第28条</p>	<p>第166条</p>	<p>第166条</p>	<p>第29条 / 第43条 / 第44条の2</p>

※平時：事故等が発生する以前の時。以下同じ。
有事：事故等が発生した以後の事態。以下同じ。

他分野におけるモニタリング制度①

※ 塗りつぶし箇所：電気通信事業法において該当が無い項目。以下、同じ。

電気									
項目	保安規程	定期検査	定期安全管理検査	定期安全管理審査	監査	報告徴収	立入検査	命令	勧告
実施内容	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安規程を定め届出	省令で定める時期ごとに、主務大臣が行う検査を受けないければならない	定期的に、当該特定電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存 ※ <u>技術基準への適合性を検査</u>	省令で定める時期ごとに、経済産業大臣が行う検査を受けない ※ <u>定期事業者検査の実施に係る体制について審査</u>	業務及び経理の監査 約款等の運用 / 財務諸表 / 託送供給等収支 / 託送供給等に伴う禁止行為 / 体制整備等 / その他必要な事項	業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出 等	業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査 等	業務改善命令 技術基準適合命令 保安規程の変更命令	電力の適性な取引の確保を図るために必要な勧告
対象	事業用電気工作物を設置する者	特定重要電気工作物 ※を設置する者 ※発電用のボイラー、タービン等のうち、公共の安全の確保上特に重要なもの	特定電気工作物 を設置する者	定期安全管理検査 を行う者	一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者	電気事業者等	電気事業者等	業務改善命令：電気事業者 適合命令・保安規程変更命令：事業用電気工作物を設置する者	電気事業者 / 経済産業大臣
実施主体	同上	経済産業大臣	特定電気工作物を設置する者	経済産業大臣 又は 登録安全管理審査機関	経済産業大臣 (一部の権限は電力・ガス取引監視等委員会に委任)	経済産業大臣	経済産業大臣	経済産業大臣	電力・ガス取引監視等委員会
実施頻度	運用開始又は変更時のみ	原則、年に1回	蒸気タービン：4年 ガスタービン、風力：3年 ボイラー等：2年 など	前回審査結果により実施時期が決定。 特に優秀：6年3月 優秀：4年3月 良：3年3月	原則、年に1回	(関係省令に基づくものを除き、) 不定期	不定期	不定期	不定期
平時/有事	平時	平時	平時	平時	平時	平時/有事	平時/有事	有事	平時/有事
根拠法令等	電気事業法 第42条	第54条	第55条第1項	第55条第4項	第105条 (第114条において委任)	第106条	第107条	第27条の17/第27条(準用規定含む) / 第40条 / 第42条	第66条の12 / 第66条の13

他分野におけるモニタリング制度②

ガス									
項目	保安規程	ガス成分の検査	熱量等の測定義務	定期自主検査	監査	報告徴収	立入検査	命令	勧告
実施内容	ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため保安規程を定め届出	人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える恐れがあるものの量が基準を超えていないか検査し、その量を記録、保存	供給するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録、保存	定期に自主検査を行い、その検査記録を作成、保存	事業の監査 約款等の運用 / 財務諸表 / 託送供給収支 / 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為 / 体制整備等 / その他必要な事項	事業に関し報告	帳簿、書類その他の物件を検査	<ul style="list-style-type: none"> 業務改善命令 保安規程の変更命令 技術基準への適合命令 主任技術者の解任命令 	ガスの適性な取引の確保を図るために必要な勧告
対象	ガス小売事業者 / 一般ガス導管事業者 / 特定ガス導管事業者 / ガス製造事業者	ガス小売事業者 / 一般ガス導管事業者	ガス小売事業者 / 一般ガス導管事業者 / 特定ガス導管事業者 / ガス製造事業者	ガス小売事業者 / 一般ガス導管事業者 / 特定ガス導管事業者 / ガス製造事業者	一般ガス導管事業者 / 特定ガス導管事業者 / ガス製造事業者	ガス事業者等	ガス事業者等	ガス小売事業者 / 一般ガス導管事業者 / 特定ガス導管事業者 / ガス製造事業者	ガス事業者 / 経済産業大臣
実施主体	同上	同上	同上	同上	経済産業大臣 (一部の権限は電力・ガス取引監視等委員会に委任)	経済産業大臣	経済産業大臣	経済産業大臣	電力・ガス取引監視等委員会
実施頻度	運用開始又は変更時のみ	毎週一回	熱量、燃焼量：毎日一回 圧力：常時（自動記録の圧力計で測定）	液化ガス用ガス発生設備（年間2000時間以内）、冷凍設備、整圧器：37月 液化ガス用ガス発生設備（年間2000時間超）、ガスホルダー、導管、特定ガス発生設備：25月 など	原則、年に1回	(関係省令に基づくものを除き、) 不定期	不定期	不定期	不定期
平時/有事	平時	平時	平時	平時	平時	平時/有事	平時/有事	有事	平時/有事
根拠法令等	ガス事業法 第24条 / 第64条 / 第84条 / 第97条	第23条 / 第63条	第18条 / 第52条 / 第78条 / 第91条	第34条 / 第71条 / 第84条 / 第104条	第170条	第171条 (第189条において委任)	第172条	第20条 / 第21条 / 第24条 / 第37条 / 第57条 / 第62条 / 第64条 / 第67条 / 第82条 / 第84条 / 第94条 / 第96条 / 第97条 / 第100条	第178条 / 第179条

他分野におけるモニタリング制度③

運輸（例：鉄道） ※ 他、運輸安全一括法により、道路運送、貨物自動車運送、海上運送、内航海運業、航空等も類似規定あり

項目	安全管理規程	事故等の報告	報告の徴収	立入検査（保安監査）	命令	公表	運輸安全マネジメント評価
実施内容	安全管理規程を定め提出 一 事業の運営の方針、二 事業の実施及びその管理の体制、三 事業の実施及びその管理の方法、四 安全統括管理者の選任、五 運転管理者の選任	遅滞なく事故の種類、原因等を届出	業務又は経理の状況に関し報告	業務、経理状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる	安全管理規程の変更命令 業務改善の命令	（国土交通大臣） 毎年度、輸送の安全に関わる情報を整理し、公表 （鉄道事業者） 毎事業年度、安全報告書を作成し、公表	運輸安全マネジメントの実施状況について、経営トップや安全統括管理者、運輸部長等の経営管理部門へのヒアリング及び関連資料により確認 （運輸安全マネジメント） ① 経営トップの責務、② 安全方針、③ 安全重点施策、④ 安全統括管理者の責務、⑤ 要因の責任・権限、⑥ 情報伝達及びコミュニケーションの確保、⑦ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用、⑧ 重大な事故等への対応、⑨ 関係法令等の遵守の確保、⑩ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等、⑪ 内部監査、⑫ マネジメントレビューと継続的改善、⑬ 文書の作成及び管理、⑭ 記録の作成及び維持
対象	鉄道事業者	鉄道事業者	鉄道事業者	鉄道事業者	鉄道事業者	国土交通大臣 / 鉄道事業者	鉄道事業者
実施主体	同上	同上	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	同上	国土交通省
実施頻度	運用開始又は変更時のみ	不定期	不定期	監査計画に基づいて監査を実施。令和3年度実績（32事業者）	不定期	年に1回	鉄道分野、航空分野、自動車分野（貸切バス事業者を除く）及び海運分野の合計で、年間90から110事業者程度を目安として、計画的かつ効率的に実施
平時/有事	平時	有事	平時/有事	平時/有事	有事	平時	平時
根拠法令等	鉄道事業法 第18条の3	第19条 / 第19条の2	第55条	第56条	第18条の3 / 第23条	第19条の3 / 第19条の4	第56条

他分野におけるモニタリング制度④

運輸（例：航空運送事業） ※ 他、運輸安全一括法により、鉄道、道路運送、貨物自動車運送、海上運送、内航海運業等も類似規定あり

項目	安全管理規程	安全上の支障を及ぼす事態の報告	報告の徴収	立入検査（保安監査）	命令	公表	運輸安全マネジメント評価
実施内容	安全管理規程を定め提出、届出 一 事業の運営の方針、二 事業の実施及びその管理の体制、三 事業の実施及びその管理の方法、四 安全統括管理者の選任	航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときの報告	航空業務、航空運送事業等に関する報告徴収	航空機、帳簿、書類その他の物件の検査	安全管理規程の変更命令 事業改善の命令等	（国土交通大臣） 毎年度、輸送の安全に関わる情報を整理し、公表 （航空運送事業者） 毎事業年度、安全報告書を作成し、公表	運輸安全マネジメントの実施状況について、経営トップや安全統括管理者、運輸部長等の経営管理部門へのヒアリング及び関連資料により確認 （運輸安全マネジメント） ① 経営トップの責務、② 安全方針、③ 安全重点施策、④ 安全統括管理者の責務、⑤ 要因の責任・権限、⑥ 情報伝達及びコミュニケーションの確保、⑦ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用、⑧ 重大な事故等への対応、⑨ 関係法令等の遵守の確保、⑩ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等、⑪ 内部監査、⑫ マネジメントレビューと継続的改善、⑬ 文書の作成及び管理、⑭ 記録の作成及び維持
対象	本邦航空運送事業者	本邦航空運送事業者	本邦航空運送事業者	本邦航空運送事業者	本邦航空運送事業者	本邦航空運送事業者	本邦航空運送事業者
実施主体	同上	同上	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣／本邦航空運送事業者	国土交通省
実施頻度	運用開始又は変更時のみ	不定期	不定期	例：特定本邦航空運送事業者(※)の場合 本社4回／年、主基地2回／年、地方基地1回／4年、訓練所1回／2年	不定期	少なくとも年に1回	鉄道分野、航空分野、自動車分野（貸切バス事業者を除く）及び海運分野の合計で、年間90から110事業者程度を目安として、計画的かつ効率的に実施
平時/有事	平時	有事	平時/有事	平時/有事	有事	平時	平時
根拠法令等	航空法 第103条の2	第111条の4	第134条	第134条	第103条の2 / 第112条	第111条の5 / 第111条の6	第134条

※特定本邦航空運送事業者：客席数が100又は最大離陸重量が5万kgを超える航空機を使用して行う航空運送事業を営む本邦航空運送事業者

他分野におけるモニタリング制度⑤

水道

項目	水質検査	報告徴収	立入検査	改善指示
実施内容	定期及び臨時の水質検査、検査記録の保存	工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴収	水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査	施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるとき、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示
対象	水道事業者※	水道事業者	水道事業者	水道事業者
実施主体	同上	厚生労働大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣
実施頻度	<u>内容によって異なる頻度を規定（1ヶ月に1回以上の水質検査等）</u>	（関係省令に基づくものを除き、）不定期	不定期	不定期
平時/有事	平時	平時/有事	平時/有事	有事
根拠法令等	水道法 第20条	第39条	第39条	第36条

※ 水道事業者：水道法第6条第一項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者
（原則として市町村が経営。市町村の同意を得た場合に限り市町村以外も可。）